

令和4年9月玉川村議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月14日(水曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第38号 | 令和3年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第39号 | 玉川村指定金融機関の指定について |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 玉川村体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 玉川村アーバンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 玉川村議会議員及び玉川村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 令和4年度玉川村一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 令和4年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 令和4年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 令和4年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 令和4年度玉川村上水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第48号 | ため池浚渫工事請負変更契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第49号 | 農業集落排水事業玉川地区汚水処理施設建設工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第50号 | 水道未普及地域解消事業四辻新田配水池建設工事請負契約の締結について |
| 日程第14 | 議案第51号 | 水道未普及地域解消事業四辻新田配水管布設工事(第3工区)請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第52号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大越健一	主事	大野恵美
------	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	須田潤一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	塩田敦君
地域整備課長	高林浅輝君	教育課長	坂本敬君
公民館長	小針達夫君	遊水地 対策室長	溝井浩一君
代表監査委員	圓谷信幸君		

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

開会前ではありますが、私のほうから一言発言をさせていただきたいと思います。

昨日の一般質問の中で、6番、小林議員の質問中、不適切な発言と取られるような発言がありました。本人には注意をいたしましたし、今後十二分に注意をして発言されるようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第1、議案第38号 令和3年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

[地域整備課長 高林浅輝君登壇]

○地域整備課長（高林浅輝君） 皆様、おはようございます。

それでは、早速議案第38号について説明させていただきます。

[朗読・説明]

○地域整備課長（高林浅輝君） なお、本議案内容につきましては、令和4年8月24日に開催されました玉川村上水道事業運営協議会におきまして審議され、承認されていることを申し添えます。

よろしくご審議、ご決定並びにご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 次に、監査委員から決算審査の報告並びに意見の開陳をお願いいたします。

圓谷代表監査委員。

〔代表監査委員 圓谷信幸君登壇〕

○代表監査委員（圓谷信幸君） それでは、上水道事業の決算審査を報告いたします。

令和3年度玉川村上水道事業会計決算審査報告書。

地方公営企業法第30条第2項により、村長から提出の令和3年度玉川村上水道事業会計決算書及び証書類、伝票等の審査結果を報告します。

なお、審査結果と審査意見についてのみご報告いたします。

〔朗 読〕

○代表監査委員（圓谷信幸君） 以上です。

○議長（須藤利夫君） 以上で決算審査結果報告を終わります。

これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この老朽配水管の布設替工事34.3%済みとなっていますが、配水管の総延長は何ぼあるのでしょうか。

それから、この宅内からの漏水が令和2年はたしか10件でありましたが、今年度は何件あったのでしょうか。

それと、有収率のことは私毎年やっていますので、もう昨年度の担当課長が非常に的確な答弁いただきましたのであえて再度申し上げませんが、ただ気になるのは、毎年毎年下がっていることが気にかかっております。布設替えも進んでいることですから、何としても供給単価に直結するような漏水件数は少なくしていただきたいと思います。

以上、2点だけ答弁お願いします。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 6番、小林議員の質問についてご説明したいと思います。

まず1点目の配水管の総延長は幾らであるかということでございますが、令和3年度末の更新率ということで34.31%ということですが、こちらのパーセンテージにつきましては導水管、送水管、配水管の3つの管路のパーセンテージということでございます。配水管のみのパーセンテージということでございますが、こちらは令和2年度末の合計、パーセンテー

ジとしまして、36.31%となっております。配水管の総延長ですが7万3,777メートルでございます。1点目は以上でございます。

2点目の漏水の件数ということで宅内のほうの漏水の件数は何件ぐらいあるのかということでございますが、今集計するので少しお待ちください。

宅内の漏水件数でございますが、令和3年度1年間で19件ございました。金額的には300万800円の修繕費用ということで修繕をいたしました。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 令和3年度玉川村上水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案を原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第2、議案第39号 玉川村指定金融機関の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

会計管理者、車田ヨシ子君。

〔住民税務課長兼会計管理者 車田ヨシ子君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） 議案第39号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） 本村の指定金融機関につきましては、現在、夢みなみ農業協同組合と須賀川信用金庫の2つの金融機関で2年交代の輪番制で指定しておりますので、よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 玉川村指定金融機関の指定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第3、議案第40号 玉川村体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

公民館長、小針達夫君。

〔公民館長 小針達夫君登壇〕

○公民館長（小針達夫君） それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○公民館長（小針達夫君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 玉川村体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第4、議案第41号 玉川村アーバンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長、小針武彦君。

〔企画政策課長 小針武彦君登壇〕

○企画政策課長（小針武彦君） それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○企画政策課長（小針武彦君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 全国的にも珍しいということで、福島県からすると近隣のほうにもアーバンスポーツ関係あるんですが、その中で、第4条及び第8条なんですが、第4条は「法人その他の団体で村長が指定する者」ということなんですが、公募はしないということでしょうか。

それと、8条の「指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から」となると、去年からやっているとかなり長い実証実験期間なんですが、それまではやはり実証実験の期間と考えてよろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 2番、林議員のご質問でございますが、今後、指定管理者を指定する上で公募はしないかというご質問ですが、当然、募集要項を作成しまして、公募を始めたいと思います。

それから、実証期間の期間でございますが、昨年度から始めまして、来年の3月いっぱいまでを実証実験としております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 屋内の施設なんですけど、近隣に住宅地が結構あると思うんですけども、その辺の近隣の住宅者のほうから苦情とか、現在のところはどのくらい出ているのか、その辺、その処理はどうするのかを教えていただきたい。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 2番、林議員の騒音対策ということのご質問でございますが、施設の南側には、ご指摘のとおり村営住宅や一般住宅が立ち並んでおりまして、実際に競技の際の音による苦情があったのは事実でございます。その際には、即時に住民に聞き取り調査を行いまして、南側の窓を閉め切り、それから暗幕を引くなど防音対策を講じて行っております。

今後も、騒音対策には十分配慮を講じ、近隣住民の迷惑にならないよう注意して行っていきたいと思っております。苦情に関しましては、私に届いているのは1件でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 施設管理費の発生はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 6番議員のご質問にお答えします。

指定管理料だと思っておりますが、当然、施設を管理していく上で光熱水費等、人件費等の維持管理費は出てくると思っております。そちらの金額につきましては、今後、実証実験の結果と、あと利用者数の想定を行いまして、今後決定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この条項の中に、そんなことどこにもうたわれていないじゃないですか。じゃ、これから一応加除するということでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 6番議員の質問にお答えします。

この条項の中には、指定管理に関するものはうたっておりませんが、今後、予定ですけれども12月定例会のほうで指定管理者の指定をさせていただく際に、年間の指定管理料についてもご提示申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 玉川村アーバンスポーツ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第42号 玉川村議会議員及び玉川村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 玉川村議会議員及び玉川村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前10時58分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第43号 令和4年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

11番、塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 23ページですけれども、野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金320万円の中身についてお願いします。

それから24ページ、肥料高騰緊急対策事業補助金260万円ですね。これの中身についてお知らせください。

それから、これは村からの補助金というのはいないのでしょうか。

それと、もう一つ、その下の補助金である飼料高騰緊急対策事業補助金88万円、これの中身についてお知らせください。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま11番、塩澤議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、23ページであります。野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金、こちらにつきましては、その上に記載がございます鳥獣被害対策モデル事業補助金、こちらの鳥獣被害対策モデル事業補助金につきましては、新年度の当初予算のほうで村単独事業で、野生イノシシの農地への進入を防ぐ網を設置するというような事業に対して村単独で補助する予定でしたが、その後、こちらに記載の県のほうの補助事業メニューができたということで、そちらのほうに組替えするというようなものでございます。内容につきましては当初予定していたものと同様でございます。

それから、次のページでございます。

24ページの一番上ですね。肥料高騰緊急対策事業補助金、こちらにつきましては、現在予定しておるものは県の補助事業、補助メニューのみということで、村単独での補助は予定してございません。理由につきましては、村単独で種もみに対する補助というものを今年度実施するというような補助メニューがございます関係で、今回につきましては県の補助金のみを活用させていただくというようなことでございます。

あと、補助金のその下、飼料高騰緊急対策事業補助金でございます。こちらにつきましては

は全額村単独の補助金でございます。補助金の中身につきましては、牛の飼養農家に対する補助ということで、今般の各種値上げ等に伴いまして、牛の飼育に伴う飼料、餌が大変高騰しているというようなことで、石川地方でこれらに対する補助は何かできないかということで検討した結果でございます。繁殖牛に対しては定額で1頭当たり2,000円、肥育牛に対しては1頭当たり6,000円というようなことで、村単独になります。補助をしていくというようなことでの今回計上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 肥料高騰のほうで中身の説明がなかったもので、もう一回説明お願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 11番、塩澤議員のご質問にお答えいたします。

今回の資材高騰対策補助金の、県の補助メニューの中身でございます。今回は水稻の作物に対しての補助ということでございまして、まず水田において水稻を作付している農家に対して10アール当たり定額で500円、転作作物等を作付している場合につきましては、定額で10アール当たり1,500円補助するというような中身でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 15ページの12番委託料、登記委託料142万1,000円、購入だと思うんですが、どのような登記なのか。

それと14番工事請負費440万、すがまプラザ交流センター整備工事、どこの部分のどのような工事であるか。

それと18ページ、18番の負担金補助及び交付金350万、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金なんです。350万、何世帯分で、これは県のものなのか、村単独のものなのか。

それと19ページ、12番の委託料11万、立木伐採業務委託料、どこの部分のものなのか教えてください。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 2番、林議員のご質問にお答えします。

まず1点目の15ページ、9目企画費の委託料、登記委託料142万1,000円でございますが、こちらは旧須釜中建設当時に用地買収した際、旧教員住宅の西側に筆界未定地がありまして、その解消と分筆登記、それから所有権移転登記を行う費用として計上させていただきました。

2点目の工事請負費440万円でございますが、こちらは、すがまプラザ交流センターの施設周辺が日没以降暗くて危険であるという指摘を受けておりまして、それに伴い外灯設置工事、13基を設置する工事として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 3点目のご質問についてお答えいたします。

18ページの物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金ということで、こちらのほうは福島県が今年度実施する事業で、原油価格や物価の高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するための対策として、市町村が生活に困窮している世帯に電気やガスなどの光熱費の支援を行う場合に要する経費に対して、県が予算の範囲内で補助金を交付するというものでございます。

近隣の自治体の状況を確認しましたところ、ほとんどのところで実施を予定しておりましたので、本村でも実施することといたしました。事業費の中身についてですが、今回の補助事業は1世帯当たり7,000円を支給することとしております。対象世帯については、正確な数字はこれから抽出いたしますのではつきりはまだ出してはいないんですが、これまでに実施している同様の趣旨の事業の実績を参考に、対象世帯は400世帯から500世帯の間と見込みました。予算に不足が生じないように、500世帯で予算計上をしたものでございます。

県の補助の額なんですけれども、自治体が対象世帯に対して行う給付額の2分の1を補助し、上限額が3,500円までということが、交付の要綱に示されておりますので、県の補助金をフル活用することとして1件当たり7,000円という額で計上をしたところでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本敬君） それでは、2番、林議員のご質問にお答えいたします。

19ページになります。子ども・子育て支援事業費の12番の委託料、立木伐採業務委託料の

中身でございますが、こちらにつきましては、泉放課後児童クラブ、こちらののり面と園庭に桜とイチョウの木がありまして、それらの木が枯れておりまして倒木の危険があり、さらに周りに電線等の障害物もあることから、立木伐採の委託料として計上したものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 4点ほど質問させていただきます。

まず25ページであります。25ページの節14、工事請負費であります、3,100万。緊急自然災害防止対策工事、それはどこで、工事の内容について。

それから26ページ、節の22、償還金利子及び割引料、住宅使用料過誤納金還付金2万円、この訳は。

それから28ページです。教育総務費でありますね。節の10、需用費300万円、修繕費の内容は、あと、どこで。

それから31ページになります。公共土木施設復旧費であります。14工事請負費であります。大きな金額になります、5,837万1,000円。公共土木施設復旧工事はどこで、どのような内容なのかお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは6番、小林議員の質問にお答えいたします。

3点ほどありますが、まず1点目の25ページ、8土木費、1土木管理費、1土木総務費の14工事請負費の中身は何かというところでございますが、こちら、緊急自然災害対策防止工事ということで3,100万円の計上をしております。内容につきましては、今年の3月に発生した地震により被災した箇所になりまして、川辺字金波地内村道川-41号線ののり面からの落石があった場所でございます。

また、別に、今回同じ9月補正で款11災害復旧費の中でも災害復旧事業として予算を計上しているところがございますが、国の災害復旧事業により認められた場所と連続している区間、こちら併せて復旧するというので、3,100万円の計上ということで、今回工事請負費として計上されたというところでもあります。

緊急自然災害防止対策工事として事業を予定しておりまして、緊急自然災害防止対策債の起債を財源として施工するというのでございます。内容であります。災害復旧で、先ほ

ども申し上げましたが、認められた区間以外の場所、こちらの落石の崩落のおそれがあるという場所でございます、別の災害復旧事業と一体的に取り組むということとしておりまして、事業概要でございますが、岩接着工、延長的には30メートルということで予定してございます。

また、既にこの箇所につきましては、平成23年の大震災を受けて、既に防護柵が設置されておりますので、岩接着工のみの施工ということでございます。岩接着とは、村道のり面の岩を、崩落を防止するために剥がれないように地山にくっつけてしまうという工法でございます。

次に2点目ですが、こちら先ほどの工事費に関連しておりますので、災害復旧事業費の中の工事請負費ということで、こちらの中身は何かということでございまして、こちらも3月16日に発生しました福島県沖地震によりまして同地内、川-41号線の村道のり面の岩石の崩落による場所でございます。先月の、8月1日からの令和4年発生福島県災害復旧によりまして第7次査定を既に受けておりまして、8月1日に現地査定、8月3日に朱入れを行い、復旧事業として認められてございます。

工事の概要についてであります。復旧延長が延長39メートル、落石防護柵高さ3メートル、こちら18メートルの復旧、くい式の落石防護柵、こちら高さ4メートルの延長22.5メートルの復旧。岩接着工が13メートルの復旧ということで、構造物の取壊しが一部ありまして、ボリューム6立米ということでございます。

3点目になります。26ページの中ほど、土木費の3住宅費、1住宅管理費の中の住宅使用料の過誤納付金還付金は何かというところでございますが、こちら、既に退去しております村営住宅に入居されていた住民に対し、本来であれば月の途中の退去となったために日割りにより家賃の納付をすべきところを一月分の徴収をしたということにより、多く取った分を還付するために2万円を計上したということでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） それでは6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

28ページになります。事務局費の中の需用費、修繕料の300万のこちらの中身でございますが、こちらにつきましては、玉川村就業改善センター2階の集会室と多目的室、こちらの2部屋のエアコンが故障しまして修理を依頼しましたが、経年劣化によりましてエアコンの室外機の基板が破損しておりました。こちらにつきましては、エアコンの設置から25年が経

過しておりました修理用の部品もなく、修理が不可能ということになってしまいましたので、新たに2部屋にエアコンを設置するために、今回予算を計上したものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 15ページの6の財政調整積立金1億3,353万8,000円、これの積立金なんですけれども、どのような項目の積立金に計上するか教えてください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいま、4番、石井議員のご質問でございますが、15ページの6財政調整積立金でございます。こちらにつきましては、令和3年度の決算によりまして繰越額が確定いたします。繰越額が確定しますと、繰越金の2分の1を法定で財政調整積立金に積立てをするというふうなことになっておりますので、その積立金でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和4年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第7、議案第44号 令和4年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和4年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第8、議案第45号 令和4年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 令和4年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第9、議案第46号 令和4年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第46号についてご説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 令和4年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第10、議案第47号 令和4年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 3ページの収入のこの雑収益159万8,000円、これは何ですか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 6番、小林議員の質問にお答えいたします。

収入の部、1水道事業収益、2営業外収益の4雑収益の159万8,000円の中身ということでございますが、こちら、昨年実施しました母畑の取水場内の雷保険を使いまして事業をしたわけでございますが、こちらの建物の災害共済金、こちらが入ったということで収入として計上したものでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号 令和4年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午後 零時04分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第11、議案第48号 ため池浚渫工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

産業振興課長、塩田敦君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 塩田 敦君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

11番、塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） このため池の浚渫工事変更契約なんですけれども、これは昨年12月の議会で可決されたものであります。8,900万で落札をしております。今になってヘドロの量が多いために6,400万円ほど増額になるということなんですけれども、相当な金額が大きいんですよね。60万とか80万じゃなくて6,400万円ということですので。設計段階の設計ミスかなというふうにも考えられますけれどもね。この契約変更するのに、法的根拠はあるのかどうかですね。これに実際、落札して契約をした後にこのような事態が発生した場合、契約変更ができるのかどうか。

あとまだ、契約書に特約条項でこういう場合は変更契約ができるのか、そういうのがあるのかどうか伺います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま11番、塩澤議員のご質問にお答えいたします。

今回、当初の請負契約からかなりの金額を増額したということでございます。この理由につきましては、先ほど提案理由で申し上げたとおりでございます。設計の段階でそのような状況が分かれば問題はなかったのだろうというふうに考えます。

ただ、設計の段階ではそこまで詳細な調査は行っておりません。理由としましては、そこまで詳細な設計のための調査をするとすると、ボーリング調査等を行わなければ十分な土質、全体的な土質を把握することができないというようなことで、そうすると設計にかかる委託料も相当な金額になってしまうというようなこともございました。

金額の大幅な理由についてというか、そちらの問題についてということですが、工事を行う上で必要な事項が出てきた場合には増額もやむを得ないというようなことで進めることになってございますので、問題はないというふうに考えてございます。

あと、契約の段階での特約条項につきましては、特にはそういったものは明記はしてございません。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） この土壌改良剤というのは、どのような成分でできているものなのでしょうか。教えてください。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの飯島議員のご質問にお答えします。

土壌改良剤につきましてでございますが、土壌改良剤につきましては、申し訳ございません、成分までは詳しくは存じ上げませんが、土にそちらを混入させることによって土壌を粘着性のものに変えていくというようなものでございまして、簡単に言うとセメント材のようなものであるというふうに考えてございます。詳しい成分につきましては、申し訳ございませんが把握してございません。申し訳ございません。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） まず村長に伺います。

同一工事が72%も金額が上乘せされることについてどう思いますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 6番議員のお尋ねの件でございますけれども、今、産業振興課長がお話ししましたように、当初の測地の関係では土質調査もできないというふうな部分でこういう形になって、今、改良剤を入れながらという部分で、県のほうの設計審査等もいただいておりますし、やむを得ないものかなということで考えております。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） やむを得ないというふうな答弁でありましたが、このことはさきの12月定例会においても、予定価格に対する落札が非常に離れていたもんだから、もうかなり詰問していましたよね。私は、これは是とも非ともしませんが、今のところはね、苦言を呈するために申し上げます。

さきの12月定例会において、この件は何かの疑問を抱かれながらも可決され、実地に至ったものであります。そしてこの土砂の処分地元との協議は進まず、繰越案件になってきましたが、今度は追加変更額の議決承認を求めるために上程されたと。理由は、土質調査に問

題があり的確でなかったということですよ。土質調査に問題があったということですね。いかがですか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいまの6番、小林議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、昨年12月の議会でご議決いただいたときに申し上げた予定価格との差でございますが、予定価格との差はそれほどございませんでした。設計額が予算に対して少なくなったということで申し上げたものと思われまして、理由につきましては、当初予定していた土量よりもかなり少ない土量の搬出で工事が完了するだろうということで、工事費が下がったものでございます。

今回の変更につきましては、そこに搬出するための土砂が当初の設計では把握でき切れなかったような状態であったというようなことで、土壌改良剤を混入しなければ搬出に耐えられないということで、今回提出させていただいたものでございます。

なお、私どものほうでも今回のこの件についてはいろいろと調べさせていただきました。今回の設計に要した費用につきましては、落札額でございますが、約500万円ということで調査設計を落札されてございます。

今回のようなことが起きないために、先ほども申し上げましたが、土壌の詳細な調査するためにはボーリング調査というものが必要になってきます。それらの場合はいかほどの金額が調査設計に要するののかということでざっくり調査しましたところ、約1,900万円ほどの費用をかけないと詳細な土壌調査はできないというようなことでございまして、通常、ため池の土砂搬出に関する調査設計では、どこの町村も詳細な土壌調査はやっていないというような状況で、私どものほうも調べさせていただいた結果でございます。

以上でございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 要は500万の調査費でやったんで、土質調査まで、ボーリング調査までやると1,900万もかかるというふうなことでやらなかったというふうな答弁であります。しょうが、確かに私、予算に対するのを予定価格と言ってしまいましたが、それは間違っていました。予算は1,573万9,200円ですよ。これは言い間違えました。訂正します。

ただ、村長も一応やむを得ないのかなというようなことを言われましたが、これ我々にとっては、これだけの、同じ工事に72%も上乗せされることを、何もこれ簡単に一言も言わず

に容認するわけにいかないんですよ。これは分かっていたきたいと思います。村長、やむを得ないと平穩穏やかなようなこと言いましたが、これはゆゆしき問題ですよ。これはもう工事も進んでいることだし止めるわけにいかないと僕は思いますが、今後のために、この難題を含む工事は十分精査して、大幅な追加変更がないように進めていきたいと、注意しておきますよ。

以上、そのように、もう少し注意を払いながら発注していただきたいと思います。

以上であります。以上です。聞きません、これは。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） この契約金額の変更後も合わせて、財源はどのようになっているんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

財源のご質問でございます。財源につきましては、ため池浚渫事業債という起債を活用させていただいて、そちらについて7割の充填があるというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、林芳子君。

○2番（林 芳子君） 3割は一般財源ということよろしいですか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま2番の林議員のご質問に対してお答えいたします。先ほど、私が答弁させていただいたもの、若干訂正した上で答弁させていただきます。

財源充当率は100%で、交付税措置が7割あるというような内容でございます。申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号 ため池浚渫工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第12、議案第49号 農業集落排水事業玉川地区污水处理施設建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第49号につきましてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これ、7社指名して4社辞退、無礼ですね。辞退の理由は何でしょうか。1社ごと。

予定価格と予算に対する執行率はいかがでしょうか。

それと、今課長が読み上げた工事の内容、そこで読み上げるんだったら資料配られたらどうでしょうか。とても私は聞いたって分かりません。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 6番、小林議員からの質問にお答えいたします。

1点目の、辞退者が4社というところでございまして、どのような理由なのかというところ

ろでございますが、入札を執行したのが8月24日でございますが、前日までに4社の辞退を受け付けておまして、大体、その4社同じような理由になるんですけれども、辞退理由を申し上げますと、積算が間に合わないため辞退をさせていただきたいということ、あとは技術者の配置が困難になったためというところで、辞退届が4社あったということでございます。

次に、2点目の予定価格に対して執行率はどれぐらいなのかというところでございますが、94.68%でございます。

以上でございます。

すみません、予定価格もでしょうか。

○6番（小林徳清君） はい。そのように聞きました。

○地域整備課長（高林浅輝君） 予定価格でございますが、6億6,089万8,700円でございます。

資料につきましては、ただいまご説明したとおりでございますので、説明した内容のとおりで代えさせていただきます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 課長がそこに来て事細かく説明するならば、書いたものを配付すればいいんじゃないでしょうかと申し上げたんですよ。たらたら言う必要ないんです。分からなくなる。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） ただいま説明したとおりでございますので、配付は考えておりません。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第49号 農業集落排水事業玉川地区汚水処理施設建設工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第13、議案第50号 水道未普及地域解消事業四辻新田配水池建設
工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第50号について説明いたします。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 先ほどと同じく辞退の理由と、それと、先ほど事細かく説明ありまし
た。この配水池の規模、面積とか深さが分かれば。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 6番、小林議員の質問にお答えいたします。

配水池の容量でございますが、110立方メートル、2層式でございます。寸法としまして
は縦掛ける横が5メートルと8メートル、高さが3.5メートルでございます。

入札辞退の理由でございますが、こちら、5社おりますが、いずれも技術者が足りないとい
う理由で辞退ということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号 水道未普及地域解消事業四辻新田配水池建設工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第14、議案第51号 水道未普及地域解消事業四辻新田配水管布設工事（第3工区）請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 施工箇所を見ますと、県道飯野・三春・石川線という中で、住所的には四辻新田津間地内と書いてございますが、具体的にどこからどこまでを予定しているのか伺います。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 大和田議員からの質問にお答えしたいと思います。

場所はどちらかということでございますが、場所につきましては、四辻新田の津間地内ということで、既に完成しています水源地から、同じく四辻新田字諏訪平地内の新しい浄水場

の建設場所の入り口までということになっておりまして、約200メートルの区間でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号 水道未普及地域解消事業四辻新田配水管布設工事（第3工区）請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第15、議案第52号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民税務課長、車田ヨシ子君。

〔住民税務課長兼会計管理者 車田ヨシ子君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○住民税務課長兼会計管理者（車田ヨシ子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については適任者と認めることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時47分）